

冒頭、先週打上げた SELENE の現状について報告が求められ、JAXA の井上 一 理事が報告した後に少々質疑が繰り返され、傍聴に来ていた JAXA の加藤先生も加わった。(SELENE は順調に進んでおり、月周回軌道への投入を 10/4 に予定して居る。更にその後、子衛星の分離等を予定している。月の画像が入手できるのは 11 月になってからの予定である。)

鶴田座長:「かぐや」の打上げ状況、その後の状況を JAXA からご報告頂きたい。

JAXA 井上:月周回衛星「かぐや」「SELENE」は、H- A13 号機により、9 月 14 日の 10:31 01 に、種子島宇宙センターから、無事に打上げられました。その後、14 日 11:44 に太陽電池パドルを展開し、良好に終了いたしました。又、14 日 18:52 にハイゲインアンテナ、これも良好に展開いたしまして、その後軌道投入の誤差を修正するマヌーバ、これを 15 日の 1:32、更に微調整を 16 日の 8 時頃に、夫々良好に終了しております。此の後、軌道周期を調整するマヌーバを本日予定しております。10 月 4 日に月周回軌道に投入し、9 日、12 日と子衛星を分離した後、12 月 19 日に高度約 100 キロの月周回軌道に投入する予定で、作業を行なっています。衛星は全て良好な状況です。以上です。

鶴田座長:有難う御座いました。何か、この際だからと云うことで、ご質問等ありましたら。

松尾:この際じゃないんです。審議官も含めまして 4 人で打上げに立ち会いました。(小さな声で聞こえない)01 秒にどう云う

意味があるか、教えて頂きたい。調べて置いてください。

池上:私が一緒に行きまして、非常に大きく変わったなと思ったのは、実際に打上げを担当した三菱重工の顔色が変わったと云う感じがあります。やっとこれから、宇宙の産業化と云うものになって行かなければならない、新しいジュウハッキナラ(?)

鶴田座長:宜しいですか。森尾さんも行かれたそうで、何かご感想は。

森尾:M- より静だと聞いてたんですけど、意外とそうでもなかったですね。天気も南から台風が迫っていて、本当にあのタイミングしかないと云う、9 月のドウオウ(?)よりは遙に青空が広がった、中々のものであった。ところで、一つ質問がある。月を回る周期は何分位ですか。

JAXA 井上:100 キロの軌道で 2 時間位ですか。

JAXA 加藤:2 時間です。

森尾:2 時間ですか。其れは、あの、月の地平線から地球が出てくる動きがどの位になるかと云うことです。

鶴田座長:此れは実際に画像が出てきたり、観測が始まるのは何時になるんですか。

JAXA 井上:其れは 40 日から後スイッチを入れていくので、

JAXA 加藤:観測機のチェックアウトで画像が出るのは 11 月の初めです。来週チェックアウトをしますけれども、其れは火を入れるだけで像を撮ることはしませんので。

鶴田座長:宜しいですか。それでは本日の議題に戻りまして、(青木教授のプレゼン)

【議題 1-1】慶應大学の総合政策学部の青木節子教授が、資料2-1(月のガバナンス)を20分程で説明した後、活発な質疑応答が15時程度まで続いた。(宇宙条約に99カ国が加盟しているのに対し、月協定には13カ国しか加盟しておらず、宇宙活動を実施する国は加盟していない。これは、月とその資源は「人類共同の財産」とした条項が加わったことが大きな要因である。自由な経済活動に対して、大きな制約になっている。)

青江:月協定が採択されて、署名のために公開され、13カ国が署名¹をしている。従って、それ以外、署名をしていない国にとっては何の権利・義務関係が生じていない。と云う状態ですね。ただ、13にしる、国連で採択されて、オープンにされて13と云う国が署名をし、効力を承認しました。と云うことは、国際的なルールとしてはどんな意味があるのかと言いましょうかですね、これは其れこそ本当に店晒しと云う状態で、ルールとしては実効力がゼロと思って良いのか、何らかの実効的な意味があるのか、其の辺はどう理解しておけば宜しゅうございますか。

青木:その辺りは難しいんですけども、月協定としては発効して20年生きている訳で、こう言うときに主要な活動国が入っていないと云うことを以って、全く無価値なのかと云うと、そう云うことは他の分野の前例からは殆ど言えないように思い

ます。一度存在してしまったものは、その中の原則の少なくとも一部は使って、新しい制度を構築していったと云うのが、一般的にとられた状況です²。

松尾:良く南極とのアナロジーで議論されると思うんですけども、南極型の合意が成り立つ可能性というのは月に対して有るんでしょうか。大分状況は違うような気がするんですけども。

青木:南極型になることも無い訳ではないとは思いますが、なぜなら、有志国協定に宇宙活動を行わない国が反対した場合であっても、どうやって反対を実施して行くのかと云う事を考えるならば、月において反対行動を取ることができないからです。こう云う方向には行かせない、と云う事を決めた場合に、或る条約に反対したときに其れを通すだけの實力を持っていない国が何を言っても、其れはしかたがないと云うことは有ると思うんです。ただ、先ほどの青江委員のご質問とも関連して、法的な基盤には基づいてはいないが、月協定と云うものが有るので、全人類の活動分野として使うと云うことが広く行き渡っている月や宇宙について、あからさまに有志国だけで管理をして行くことを、追求するような状況にあるのかどうか。其れは、月がどの程度有益な資源になる

¹ 「署名」は誤りで、「批准」が正しい。

² こういう現象を国際法では「客観的制度」といいます。たとえば、自国が加盟していない国連からの損害賠償請求に応じたイスラエルの例、など、ある制度ができてしまうとそれを否定しにくくなる現象をいいます。

戦略的な価値を持っているかに拠っている³様な気がします。

向井: 僕の考えは違うのかもしれませんが、暫く(月ミッションが)止まっていたので、結果として探査が進んでいくことに対して、それに参加していない国の危機感のようなものが、そう云う形をしている(表面化しなかった)んでしょうか。

青木: 2000年までに10カ国だった処が、2004年から1カ国ずつ増えていますから、そのように言っても良いのではないかと思います。

鶴田座長: 今此处で、ひも付きで何かをやっちゃって、ムニヤムニヤ、例えば、参画する国の中で、サンプルとして持ち帰るようなことをやった場合に、其れは協定に抵触するのでしょうか。例えば、石のサンプルを持ち帰ると云うこと。

青木: 定量的な規制はありませんから、探査目的であれば、そして、国際科学界及び公衆に、研究の結果を適切に開示している限りにおいては問題が無いと思いますが、商業開発となると月協定には反する⁴ことになります。

³ 月探査計画のゴールを月に置くのであれば、此れこそ最大の着目点である。多分、それ程の価値は無く、火星に移住する段階で、戦略的価値が生ずる。ただ、其の時点での世界政治、国際法が、円滑な推進を可能にしていることも考えられる。

⁴ 日本が批准している「宇宙条約」では、公海上での漁業と同じ解釈になるが、「月協定」には11条5項に「月の資源の開発を律する国際的レジームを設立する」と有る事で、商業開発が出来ないと説明している。

青江: 今までの話を総括すると、月に関するルールとして、「宇宙条約」で決められている大原則的なことはキチンとハブ(?)になっている。その上で個別具体的な月についてのルールと云うのは、ある程度存在の意味が無いことはないかも知れないけれども、サイゴン(?)としてみればほぼ無秩序状態といいますが、ルール無き状態とでも表現し得ると云う気がするんですが、とりわけルールの無い状態に置かれている事項としては、資源の開発・利用という問題と、土地と云うのか空間と云うのか良く知りませんが、其れの領有は否定されているけれども、其れの使用とでも云うんですかね、占有して使用すると云うこと、この2点についてのルールと云うのは、国際的に見れば今は無き状態⁵。具体論としましてですね。と云う風に理解し得るんですけども、何かご意見ありますでしょうか。

青木: 資源についてはその開発の保証は無いとされていると云うことはなく、開発についての規定は存在しないので、宇宙条約だけでは、むしろ原則自由になるでしょう。土地の方については、領有する権利は無いですが、活動の自由に基づいて、排他的使用をする権利があると言って良い状態だと思います。活動の自由と云うと云うところに掛かってきますから、所有の意思⁶さえ示さなければ、機能している間

⁵ 「無い」のではなく、「自由が認められている」のではないか。

⁶ 法律界の方は、「法の適用」を意識されて「所有の意思」を評価するが、一般人や自然科学者は「占有権」さえあれば、自らが自由に使えるのであるから、「領有権」と何ぞ変らなく感じるようだ。

はその基地を運営することは、国の権利としてあるということだと思います。

青江:と云うことは早い者勝ちだ⁷と云うこと。と云うことですね。

青木:今のままだとそう云うことになると思います。

青江:早い者勝ちと云うのがルールと云えばルールかも知れないけれども、其れを言い方かえると無秩序状態⁸と云う風な表現も出来る。

青木:宇宙条約では全ての国の利益のために宇宙を利用すると云う、精神論しか有りませんので、国際的な評判を気にしないのであれば、無秩序状態と言っても良いかもしれませんが。

青江:加えて、今、そう云う状態が、こう云う風に各国がかなりな意欲を示して⁹おり、現に日本は、先ず、まあ、一種先頭を切って送り込んだ。それで、中国、インド、それからアメリカと、ヨーロッパも、ロシアもと、こう云う状態に近い将来に、此れ

はかなりの確度で予測される。そう云う事態になったときには、此の月を巡る議論が、南極型で行くのか、月協定再考型で行くのか、自由競争¹⁰で行くのか、色々を選択しあるんですけども、まあ、此れ予測するのは大変難しいと思うんですけども、現にどんな風な展開になってくる、現に各国が出ると云う事態下に於いては、どういう風な動きになって行くと云う風に見ておけば宜しいのか。と云うのは、まあ、あの、全くの私見で結構なんですけれども。

青木:まったくの自由競争ということは、先ず、有り得ない様な気がします。全くの早い者勝ちで資源を取る、其れは中国が月に一番乗りをしたらどうなるかは分からないと思いますが。南極の上陸争いをしていた頃は、未だ、一番乗りをした国が領域を獲得できる時代でしたけれども、現在はそのような時代背景がありませんから、月協定の原則の中の一部を入れながら、「人類の共同の財産」規定を取り除くと云うやり方を探るのではないのでしょうか。「人類共同の財産」概念は残して、その実施方法として、一部に自由主義的な競争も入れる形で、国家や企業の開発が出来るように、月協定を再構築し、月協定の其れ以外の部分を入れながら制度を作る方向に行く、となると思います。実質は有志国の運営だと云う形になるのではないかと思います。

青江:と云うことは、いずれに致しましても、何らかの形でのです

⁷ 一寸振れ過ぎた表現である。国際法で統治されている領域に、自らの優先的使用が認められた施設として、其の占有が認められているのである。

⁸ 更に逆ブレを増した。

⁹ 各国が実質的な「領有」を意図した「占有権」の活用を意図した「月探査」でも行っているのか。法律的な見地からは、「各国が意欲を示している」とは、見えないのではなからうか。現在の法規制で、月着陸、月面移動、ペネレータの貫入などの調査活動の自由が保障されており、国際法によって奪われるものが無いので静かにしているのではないか。しかも、月協定を批准していない。

¹⁰ 何の競争を言っているのか、其れによって答え方が変る。「月の観測を行なうための技術を開発する」競争は、既に自由が認められている。

ね、国際的な協議と言いましょかですね、例えば場としては国連の場、のようなものをベースにしての議論・話し合い、こう云ったことは、多分、必然的に起きるだろう。もう、誰も、今迄の様に、静にじっと、何も触らずに居ると云う状態ではないんじゃないかという風な見方。が、まあ、合理的かなあ、と云う風に思う¹¹んですけれども。

青木: その通りだと思います。国連では既に法律小委員会の中の、「宇宙関係条約の地位と適用」と云う課題の、ワーキンググループと云う限定的な処ではありますが、月協定を考えてみようとする動きは御座いますし、GESの枠組みの今後の検討課題の一つに、法制度が選択されることはあり得ると思います。

池上: そうしますと、複数の国が協力をして開発をすると云うのは、その場合どうなるんですか。正しく南極型ではないですね。南極型の場合も、夫々の国が或る意味では国益でやっている訳です。月についてリソース、即ち投資と云う事を考えた場合に、ま、アメリカは別として一国では中々出来ない。其れが組んでやって言った場合には、どういう風に¹²。

¹¹ 月の資源に「戦略的価値」があれば、今から「国際法整備」に着手する必要がある。しかし、価値が無ければ当面無駄足になる。単に「当面」と云うだけの事ではあるが。

¹² 同じく「国益」である。米国以外は一国で取り組むことが出来ない「月有人探査」であるが、国際協働でなら推進できる。其の中に国益を見出し、其の分の投資を行なう。ただ、相互に異なる法体系を持つ国々が協働するので、其れを推進するために、法整

青木: 今の宇宙ステーション協定を作ったように、新しい条約を作っていく中での各国の管理権配分になると思います。

池上: じゃあ、未だ議論されていないわけですね、其の部分。

青木: 未だ、探査の段階で、開発レベルの議論は正式には無い状態です。

観山: 大体の状況は分かったんですが、こう云う資源と云うものは、色々重要な観点の或る一つであるが、科学的なデータと云うものは色々な見方が有る訳ですね。つまり、我々だったら月の組成だとか形成とか云う観点でデータを見るわけですが、見様によってはリモセンデータを月の内部にどう云うものがあるかと云うデータと見ることも出来る訳ですね。なおかつ、今後どういう展開を示すか分かりませんが、我々の(衛星が)月に着陸して、物を採取して科学的に調べたデータをどう扱うか、例えば具体的に云うと、人類の全ての共同の財産と云うことであるならば、この加盟国はデータを全てすぐさまオープンにすべきだと言われたとき¹³に、科学者は或る意味プライオリティを持っていて、それはある時間内、有る事が起こるまでは保護したい場合だとか、其れはもうセンシング(?)でも実際に材料を送った場合に、そう云うことが起こり得る、我々は科学的データと見るかもしれないけど、違う見方では資源に対する重要なデータだと思わ

備が必要であり、青木委員が其の部分に回答している。

¹³ 観山委員の心配は、1年ほどの間に得られたデータは、其の衛星開発に従事した科学者に対して、優先的に解析する権利を与えることが、月協定で禁止されること。誰も回答していない。

れる場合がある。そこら辺、今までは何も無かったんですか。例えば、月の石を持って帰りましたよね。加盟国は、其れを全部見せると云うような要求は無かったんですか。

鶴田座長：(聞こえなかったが水谷委員に回答を促した模様)

水谷：無いと思いますね。ただ、科学データは、全て出て行くと思いますから、石を送るとか、コウケイリョウキガコウコク(?) になっていくと、各シンムン(?) 処はまず無いと。

松尾：領有は禁止、いけないと云う話ですけれども、ただ、実際占有と云う其の位まで譲歩した時に、**領有と占有とは何が違うのか¹⁴**。此処には国家の領有は出来ないと書かれていて、本当に強い拘束のように思うのですが、其れが精神論であって余り意味が無いと云うのは、そもそも実効上同じような占有が出来るから、そう云う意味だと思ふのですが。

青木：其れは、国連宇宙空間平和利用委員会での討議が、宇宙活動が始まる時に、宇宙の一部を、或は天体なりを何処かの国の領域にしないと云う事を規定する、強い意思があって始まった法整備の筈で、占有が出来るから良いと云うことは当時の記録を見ても、有り得なかったと思います。領有と占有は何が違うかと云うと、或る国の領域と云う事は、たとえ其れが紙の上だけのものであっても、他国の地図に載り、又、他国の同意無しに、其の国の法がその場所と人

に適用されることになります。

青江：(最初が聞こえなかったが、北方4島)主権が「俺の主権だ。」と言ってるんでしょ。だけど実効支配はロシアがやってんでしょ。みたいなもんじゃないですか。**違うか¹⁵**。(あっはっは)

青木：占有は、**其の場所に対してではなく、其の宇宙機器に対して、其の物体を登録していた国が、其の国のものとして利用出来る**と云うこと¹⁶で、ただ其れが何百年も続くから領有と同じだと云う風にしてしまった場合には、

松尾：**何百年も続かなくても、似たようなもん¹⁷**だと思ひますけども。

山根：一寸的外れな質問かも知れませんが、領有が認められないと云う事は、或る国の国家の法律が適用されないと云うことよね。そうすると、複数の国が月面で活動する場合に、例えば何かトラブルが起きたとき、例えば**或る国が折角一所懸命運んで持って来た月面車があつて、其れをずっと使っ**

¹⁴ 法律上の相違を簡潔に答えた方が良かったようである。「精神論であつて余り意味が無い」との発言に答え、領有の定義に力点を置きすぎてしまった。(後で「占有」を説明するが、正確に聞いて貰えなくなっている。)

¹⁵ 全く違う。ロシアが領有権を主張し、且つ、占有権を行使している。領有はしないが占有すると云うのであれば、漁船の捕獲は起こり得ない。

¹⁶ 此処が、法律上最も重要な点である。月は「共有の財産」であっても、其処に有害ではない何かの装置や施設を持ち込む自由が保証され、其の占有的使用が保証されている。

¹⁷ 施設や装置を利用する上では何も変らないが、適用される法律が違うことが大きな相違である。公海上で採った魚と、他国領海内で採った魚の違いである。

てないからと言って他の国が丁度良いやと云う事でそれを使ったとき¹⁸に黙って(聞こえない)ありますよね、間、泥棒するとかですね、飛行士から犯罪者が出るとかですね、宇宙飛行士同士が殺し合いを始めた¹⁹とかですね、そう云うときの法律ですね、国際宇宙ステーションでも、若し、宇宙飛行士同士が喧嘩をして、例えば殴ったり、刺したりと云う、何処の法律ですかと云ったら、モジュールの境界線によるということだったのですが、足が両方に架かったらどうするか、非常に、「人類共通の」と云う共有のものであれば、そう云う細かな法律の中での規定が必要だと思いが、そう云う議論は有りますか。

青木:月に一定期間以上を居住するようになった場合には、月のみで完結するような新たなスキームが必要だと思います。今は、地球に戻って何処かの国の法を容疑者に適用する云う方式しかなく、宇宙での刑事法、民事法は、確立していません。宇宙ステーションの刑事裁判権ですが、山根先生仰ったように最初の協定は各国のモジュールを一種属地的なものに見做して、何処のモジュールで起きたかと云う事と容疑者の国籍を両方使っていたんですが、ロシアが加

入したときに変えました。今、モジュールは関係なくなって、容疑者の国籍国の刑法を適用すると云う形に変わっていますから、未だ、合意に基づいてその都度法制度を作っているに過ぎない、と言えます。宇宙はどの国も領有してないわけですから、場所の法は使えません。となると、他のリンクを見付けて規定して行かなくてははいけない。宇宙ステーションでは、今は容疑者の国籍です。月では、これから作り上げていくことになります。

山根:例えば、アメリカが月を火星や他の惑星へのベースにすることを目指していますよね。折角自分がそう云うベースを作ったときに、其処の領有なり、保証が足りない²⁰と云うのは非常に不安だし、逆に其処のエリアに関しては俺のどこぞと云う主張して行くと云う事はありえますよね。

青木:領有ではないにしても、安全区域の設定の主張を行なう可能性があると思います。又、極端なことを言えば、宇宙要約から脱退した場合にどうなるのか。そう云うことについては、今は、答は無い状態です。

青江:此れ意見なんですが、何等か近い将来(聞こえない)月ガバナンスを巡る議論の際に、其れは何等かの時に整理せざるを得なくなるであろう。そう云う状態は来るであろう。其の状況下において、日本はどのようなスタンスに立ってるべきなのか、と云うことなんですが、そう云う風な時こそ、倫理の

¹⁸ 「宇宙物体の登録」「返還協定」などで保証されては居ないか。

¹⁹ 此れは領有が認められないから起こるトラブルではなく、「宇宙条約」や「月協定」で決めてない云う問題である。公海上を漂流する国籍不明の救命ボートにおける犯罪を参考に、決めることが出来るだろう。但し、今決まっていなければならぬ事では無い様に思う。

²⁰ 「領有」しなくても「占有」出来るので実運用の上では保証されている様なものだろう。施設・設備の内側は保証されている。成田闘争のような邪魔は防ぎきれないが、想定する必要は無い。

点で新しい領域の一種のイズムを作るときの日本のイニシアティブ²¹と言いましょか、そう云うものはあって然るべきなんじゃないかと云う気がするんですね。そう云う局面でこそ日本は大いに働くべきなんじゃないかと。云う気が進みますね。で、同時に、そう云う場においてのイニシアティブを發揮するには、月を巡っての活動に関わる一定の実績と云うものが無い人が、如何に外交努力を一所懸命やっても、所詮、限度がある²²と言いましょか、矢張り、その機会には一定の実績、南極のようにヨリカンリ(?) についての実績、と云うのがあるわけですが、フィロソフィカルには其れと同じような意味での実績と云うのがちゃんと背後にあって、やっぱりイニシアティブが發揮できるかなと。其の辺は十分に日本の大きなコウ(?) と言いましょか、外交とか国の国際社

²¹ どこかの国が新しいプランに参加を呼びかけてきたとき、心の中で「受けるべきか、受けざるべきか」と考え、国の政策を考えるとき、外圧によって振られるような日本に、何故リーダーシップが執れると考えるのか。再三のコメントの繰り返したが、「米国に独走させないために、日欧が心を一つにして、国際協力プログラムに参画する。」のである。フォローアップで良いから、素晴らしいフォローアップを發揮して頂きたい。宇宙委員は、そのための規範を示して頂きたい。

²² 本当にそう思っているのか。そもそも国連は南北問題のガス抜きと云う一面も持っており、弱者の強弁が罷り通るような処がある。「外交の専門家の力を借りる必要がある。」と云う事の方が重要であり、実績は「有った方が良い」と云う程度ではないか。

会に於ける位置とか、そう云った観点から良く良く考えておかなきゃいかん視点なのかなと云う気がするんですが。

鶴田座長:何か(聞こえない)ご意見御座いますか。

向井:83年に日本は他の3つの協定を批准していて、其のときには既に月協定があったと思うが、月協定は批准せずに他の協定には署名したと云う理由と云うのは、其れがもう少し解り難い。

青木:其れは矢張り月協定11条の「月と其の資源を人類の共有の財産として自由な開発を許さない²³」と云う、其の規定に尽きると思います。副次的には、どの宇宙先進国も入っていないと云う処も大きく影響しそうですね。

水谷:青江委員が仰ったとおりだと思いますけども、其れプラス、日本は宇宙法の専門家と云うのが非常に少ない²⁴。ムニャムニャ支援するとか、法律学的にある程度こう云うものの認識を深めるような、ムニャムニャ、宇宙法の委員会に出たことがあるんですよ。多くの人がインゾウウ(?) の人が多いですね、あれ、どう云う訳か知りませんが。専門家はやっぱり、かなり、我々の、まあ、科学者・技術者がやろうとしていることを知って、其の上で考えてみても、そんな無茶苦茶な法律は出来そうも無いなと云う気はしましたけども、や

²³ 第11条5項のことを言っている。此れがなければ、静止軌道と同じように、登録制によって独占的利用権を行使できるだろう。

²⁴ 小職も宇宙法の専門家は3人しか面識がないが、出会う機会が少ないのであって、「専門家が少ない」と言うのは個人的な見解ではなからうか。

っぱり、法律家がしゃべることと、我々がしゃべることとは、全然重みが違うんで、法律面の支援てのを(語尾消滅)

山根: こう云う法律を月に対しても作ると云う事は、地上で行われているような争いが起こった時どうするかと云う、或は、争いが無いようにすることが一番のゾコ(?)だと思うんですけれども、**今地球上で一番大きな争いと云うのは宗教的なものだ²⁵**と思うんですよね。で、例えば、万が一ですよ、イスラムの諸国連合がモスク衛星と云うのを作って、其れを飛ばして**月にモスクを造る²⁶**と云う形で、若し其れをオナジタイサ(?)としまして、そこを我々の謂わば宗教的な場なんだと云う事になると、非常にややこしいゼッタンサチョウ(?)の世界になりますよね。そう云うようなことは夢の様かもしれないけれども、実際の今の地球の持つホシアイカン(?)、そう云う宗教的な対立がものすごく大きいんですね。そう云う宗教者も含めたような、全く地球よりか違う、地球の様なア

²⁵ 思うのは個人の自由であるが、宗教で争っているのではない。イスラムの教えから見たときに資本主義が受容れ難く、自分が貧しいことの原因を資本主義国家の所為だと考え、テロを行なっているのである。又、イラクの内乱が収まらないのは、スンニ派とシーア派の勢力争いであり、宗教の争いと言うより派閥抗争と言った方が良い。

²⁶ 人が集まるのが先にあるので、空論と言える。月面活動が盛んになり、イスラム教徒が沢山月に居住する様になれば、モスクが作られるであろう。イスラム教徒が月の領有権を得るために、月にモスクを作ると云う発想は持たないと考える。

アセ(?)は無いようにと云う、其れを目指しているのが宇宙の法律、憲法、ルールなのかと思うんですけども、そう云う議論は行われたこと有りますか。

青木: 「そう云う」と言うのは宗教的な部分ではなく、地球とは違う場所と云う。其れが宇宙条約を作ったときのキーになることだと云うお話だと思いますが、基本とも言えると思うんですが、57年にスプートニクが打ちあがって2ヶ月以内位に、最初の国連総会決議が出ているんです。宇宙についての最初の決議なんですけど、要は平和利用ですとか、どの国も領有しないですとか、現在と殆ど変わらない原則が、法的なものではないですが勧告的なものとして述べられています。其処には矢張り地球と違う人類の為の区域を保存しておきたいと云う、人類の希求が述べられていた、と云う風に考えて居ます。此の希求が、基本的に宇宙の憲法である宇宙条約の中に入ったと言えらると思います。

山根: 私が若し**イスラムの強力な指導者で、技術力と資金があったら、月にモスクを作る²⁷**と云う事をやるんじゃないかと云う感じがするんですけども、まあ、あの、**地球の争いというものが、どうやってそう云うほかの天体に持ち込まないで済**

²⁷ 持っているものを分け与えることがイスラムの教えの最重点の一つである。月にモスクを作る資金があれば、先ず分けることをしなければ、指導者とは言われるに値しない。資本主義の手先と見做され、失脚することは間違いない。月のモスクを心配する前に、未採掘の石油の大半がイスラム圏に存在していることを心配しなければならない。

ませるか²⁸と云う事は、凄く文化的にも重要なことだろうと思うんですけどもね。そう云う議論も一寸、そう云うグダライ(?)分かも知れませんが、そう云うこともやっぱり考えてみると、逆に地球と云うものを考えることになるのではないかなと云う。

池上: 契約を結んだ国チサン(?)、アムスエテ(?)は危ないもので。どうなんですか、月協定見ますとね、国連と云うのが存在することを前提に考えているものだから、開発途上国が当たり前のように主張することを単に主張しているという風に取りれる²⁹訳ですね。今、月協定というのが、アメリカにしても日本にしても、宇宙に非常に熱心な国の中で、本当に議論になってんですか。所詮南北問題であるというような取り扱い³⁰にされているのか、それとも月協約について特に相当意識を使い、それについて本気で考えようと云うことなんですか。

²⁸ 月または火星にコロニーが出来て、多くの人類が移り住むようになれば、多数の宗教も持ち込まれるし、多数の価値観が相互に影響するようになるし、争いの種は尽きないであろう。其れをできる限り制御する必要はあるが、未だ移民活動も始まっていないのに、今議論することは無い。

²⁹ 国連の委員会、小委員会で議論して作ったのであるから、「前提」どころか、正に国連で起こりそうなことが起こったのである。

³⁰ どういう取り扱いなのか想像できない。触って事を荒立てないようにしていると云う心算であろうが、「所詮南北問題」と云う言い方は不適切ではなからうか。

青木: 研究者レベルでは、あると思います。ヨーロッパは政策決定者レベルでも考えられつつあるのではないかと思います。アメリカについては宇宙条約すら、逆行的な意味で見直そうと云う考えも、政策決定者ではないですが、空軍を中心に軍隊県警者の間でありますから、まだまだ月協定は政策決定者で真剣に考慮されている問題と迄は行ってないと思います。

青江: 一点、一寸此れをどう解釈すべきなんだと云うのですけれども、中国の航天局の高官は、明確に資源に対する権益、月の資源に対する権益について言及をして居る³¹んですね。相当な高官が。と云う国が、一定の月に対しての活動をコミットメントし、ヒョウイン(?)ですね。其れは一つのファクトとして、やっぱり頭に置いとかなきゃいかん事だと、のような気が致しますけどね。

鶴田座長: じゃあ、この辺で宜しいですか。我々、こう云う月ムニャムニャ、違った世界を考えながら議論しているわけですから、そう云う中で、まあ、今後、ムニャムニャならんですね。……次の議題に言って宜しいですか。

³¹ 不明瞭な表現である。まあ、「中国は月の資源を利用する権利を有する。」と発言したのであろうが、其のこと自体よりも、中国政府の政治姿勢全体を把握することが大切であろう。国内問題の解決を外に求めることが見受けられ、侵略戦争を始めるときと同じ政治姿勢を感じる。政治の感覚がソ連崩壊以前に留まっているように思える。「覇権を競う」感情を持っているように感じる。そのようなことを頭においておく必要があると思う。